

おくやみハンドブック

～ ご遺族のための手続きガイド ～

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きは、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、さまざまな申請や届出が必要かと存じます。

このハンドブックが、皆様のお役に立てれば幸いです。

おくやみコーナーのご案内

手続きが不安な方のために、毎週火曜日・水曜日と金曜日に開設しています。

事前に予約が必要です。(詳細は次ページをご覧ください。)

弥富市



おくやみコーナーのご案内

ご親族などがお亡くなりになったときの手続きがスムーズに進められるよう市役所での手続きなどを、「おくやみハンドブック」としてまとめましたのでご活用ください。

また、慣れない手続きに不安な方には、市役所への届出が必要となる手続きについて、ご遺族が窓口を移動せず一つの場所で手続きが済むように「おくやみコーナー」を開設しております。

おくやみコーナーのご利用について

おくやみコーナーのご利用は、3営業日前までの事前予約制で、死亡届を提出した2営業日後よりご予約を承ります。(他の市町村へ届出書を提出の場合、予約可能日に日数を要しますことをご了承ください。)

ご予約できる時間は、開庁日の火・水・金曜日の午前9時00分、10時30分、午後2時00分の開始で各60分以内の予定です。

予約するには

市民課おくやみコーナーまでお電話ください。亡くなられた方や手続きされる方のお名前を伺い、必要な手続きをお調べいたします。ご予約当日は、このハンドブックと必要書類等をご持参しあげください。

※ お約束の時間には遅れないようにお願いします。(時間に限りがありますので、ご注意ください。)

【予約する連絡先】市民課戸籍グループ TEL 0567-65-1111 内線144, 143

【予約受付時間】午前9時から午後5時まで

※ 利用可能枠数に限りがあるため、予約受付後の日時変更、再予約はできません。キャンセルの扱いとなりますのでご了承願います。

ご予約日当日

本庁舎1階 市民課前の発券機で「おくやみコーナー」の番号札をお取りのうえ、お待ちください。

おことわり

- ※ 事前準備の都合上、予約のみの対応とさせていただきます。
- ※ おくやみコーナーを利用せず、従来通り各窓口で手続きしていただくことも可能です。
- ※ 時間帯によっては、ご予約いただいたてもお待ちいただく場合がございます。
- ※ 手続きが1度で終わらない場合もございます。
- ※ すべての手続きが、おくやみコーナーでできるものではありません。
- ※ ご利用は亡くなられた方の住民登録が弥富市の方で、死亡届提出後14日以内の方が対象です。
- ※ 弥富市以外に死亡届を提出された場合は、住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。市役所の各種手続きのご案内は、その後となりますのでご了承ください。
- ※ 手続き以外の相談やお尋ね等については、各課窓口での個別対応となりますのでご了承願います。

おくやみハンドブック 目次

✓	内容	ページ	おくやみコーナーを利用しない場合の窓口		
			窓口番号 (本庁)	十四山支所 での手続	鍋田支所 での手続
	おくやみコーナーにお持ちいただくもの	1	*****	*****	*****
	市民課(印鑑登録証)での手続き	2	1階②番	○	○
	市民課(個人番号カード・通知カード)での手続き	2	1階②番	○	○
	市民課(住民基本台帳カード)での手続き	2	1階②番	○	○
	市民課(世帯主変更)での手続き	2	1階②番	○	○
	福祉課(障がい者)での手続き	3、4	1階⑥番	✗	✗
	介護高齢課(介護保険)での手続き	5	1階⑤番	○	✗
	保険年金課(年金)での手続き	5	1階③番	✗	✗
	保険年金課(国民健康保険)での手続き	6	1階③番	○	○
	保険年金課(後期高齢者医療)での手続き	7	1階③番	○	✗
	保険年金課(福祉医療)での手続き	7	1階③番	○	✗
	税務課(固定資産税)での手続き	8	2階③番	✗	✗
	税務課(市県民税)での手続き	8	2階③番	✗	✗
	税務課(軽自動車税)での手続き	8	2階③番	✗	✗
	収納課(市税納付)での手続き	8	2階②番	○	○
	児童課(児童扶養手当、遺児手当)での手続き	9	1階④番	✗	✗
	児童課(児童手当)での手続き	9	1階④番	○	✗
	児童課(児童クラブ)での手続き	9	1階④番	✗	✗
	産業振興課(農地)での手続き	10	2階⑤番	✗	✗
	環境課(潮見台霊園)での手続き	10	2階①番	✗	✗
	環境課(犬)での手続き	10	2階①番	○	○
	市役所以外で行う手続き(主なもの)	11～ 13	*****	*****	*****
	その他大切なお知らせ	13	*****	*****	*****

※ 上記の ○は手続可能 ✗は不可能

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、以下に記載の該当するものをお持ちください。

【亡くなられた方の持ち物】	※ 見当たらない場合など、お持ちいただけなくとも状況に合わせてご案内いたします。
<p>このハンドブックの2ページ以降に記載された、市役所で行う手続き で、該当する項目の必要なものをご持参ください。</p> <p><input type="checkbox"/>その他、市役所から交付された証書類</p> <p>※ ご不明な物があれば、お持ちください。</p>	

【来庁される方(ご遺族・ご親族等)の持ち物】
<input type="checkbox"/> 印鑑（認印）（喪主および相続人代表）
※ スタンプ印不可
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類
・写真付きの官公署発行の身分証明書は1点（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
または、写真がないものは2点（健康保険証・資格確認書・年金手帳など）

※ お手続きによっては、委任状が必要となる場合があります。

※ お手続き内容の詳細については、各ページに記載されている問い合わせ先へお尋ねください。

【ご存知ですか？】 戸籍・住民票の請求について

亡くなられた方の戸籍（除籍） に死亡事実が記載されるまでの 日数	●本籍地に届出…………概ね2週間程度 ●本籍地以外に届出……届出地より届出書データが到着後、概ね2週間程度 ※ 本籍地以外で広域交付請求をされる場合は、さらに日数がかかります。
亡くなられた方の住民票（除票） に死亡事実が記載されるまでの 日数	●住所地に届出…………届出日の当日（閉庁日に届出の場合は、翌開 庁日の午後以降） ●住所地以外に届出…………届出地より通知書到着後、概ね2日程度

【注意】休日や混雑状況等により日数は長くなる場合があります。

市役所で行う手続き

印鑑登録証			【問合せ】市民課市民グループ 【内線】145、146
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	印鑑登録を されていた方	原則返納	・印鑑登録証 ※ 手続きは返納のみとなります。紛失され ている場合は、返納の必要はありません。

個人番号カード 通知カード			【問合せ】市民課市民グループ 【内線】145、146
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	個人番号カード・通知カ ードをお持ちだった方	返納不要	※ 死亡に伴う各種手続きに必要な場合があ りますので、保管ください。

住民基本台帳カード			【問合せ】市民課市民グループ 【内線】145、146
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお 持ちだった方	返納または破棄	・住民基本台帳カード ※ 手続きは返納のみとなりますので、ご自 宅で破棄いただいても構いません。

世帯主変更			【問合せ】市民課市民グループ 【内線】145、146
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	15歳を超える方が3人以上の世 帯で世帯主が亡くなられた場合	世帯主 変更届	※ 別世帯の方が手続きを行う場合、新しい世 帯主の委任状が必要です。

市役所で行う手続き

障がい者（その他保護者等を含む）			【問合せ】福祉課障害福祉グループ 【内線】162、163
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちだった方	返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の手帳
<input type="checkbox"/>	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）受給者証をお持ちだった方	受給者証返納届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の受給者証
<input type="checkbox"/>	在宅重度障がい者手当を受給していた方	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 生計同一者がいる場合 ・生計同一申立書 ・生計同一者の預貯金通帳
<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶助料を受給していた方	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 生計同一者がいる場合 ・生計同一者の預貯金通帳
<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービスを受けていた方	返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス受給者証
<input type="checkbox"/>	障がい児福祉手当、経過的福祉手当または特別障がい者手当を受給していた方	資格喪失届兼未支給手当請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・未支給手当請求者の預貯金通帳 <p>※ 未支給手当を申請する場合は、生計を同一にされていた方が手続きをしてください。</p>
<input type="checkbox"/>	精神障がい者給付金を受給していた方	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 生計同一者がいる場合 ・生計同一者の預貯金通帳
<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶養共済制度に加入していた方（障がい者の保護者）	年金給付請求書 死亡届 年金支払希望口座振替依頼書	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書または死体検案書（原本または原本証明されたもの） <p>※ 加入日から2年以内に亡くなられた場合、死亡診断書の代わりに死亡証明書（指定様式）を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が削除された住民票 ・障がい者（及び年金管理者がいる場合は年金管理者）の住民票 ・加入証書（2口加入の場合は、口数追加証書） <p>※ 紛失した場合は「紛失届」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（年金管理者がいる場合は年金管理者）の預貯金通帳 ・戸籍抄本（加入者または障がい者に加入時から氏名の変更があった場合のみ）

市役所で行う手続き

障がい者（その他保護者等を含む）			【問合せ】福祉課障害福祉グループ 【内線】162、163
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶養共済制度に加入していた方 (障がい者本人)	(受給する前) 弔慰金給付請求書 死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の住民票 ・障がい者が削除された住民票 ・加入証書(2口加入の場合は、口数追加証書) ※ 紛失した場合は「紛失届」 ・加入者の預貯金通帳
<input type="checkbox"/>		(受給者) 死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者が削除された住民票 ・心身障害者扶養共済制度年金証書 ※ 紛失した場合は「紛失届」
<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶養共済制度の年金管理者だった方	(受給する前) 年金管理者変更届	
<input type="checkbox"/>		(受給中) 年金管理者住所・氏名変更届	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた方	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当支給対象児童の預貯金通帳 ・手当証書
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当支給対象児童の方	資格喪失届、または額改定届	<ul style="list-style-type: none"> ・手当証書

市役所で行う手続き

介護保険			【問合せ】介護高齢課介護保険グループ 【内線】172、173
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	65歳以上の方または要介護(要支援)認定を受けていた方	被保険者証等の返却 被保険者資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の被保険者証 亡くなられた方の介護保険負担割合証(要介護(要支援)認定を受けていた方のみ) 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証(負担限度額の認定を受けていた方のみ)
<input type="checkbox"/>		介護保険料の還付金の振込先口座の登録	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の振込先口座がわかるもの
<input type="checkbox"/>		高額介護サービス費の振込先口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の振込先口座がわかるもの

市役所で行う手続き

※ 年金の手続きは、亡くなられた方の状況により異なります。下記記載の手続きは該当する場合のご案内であり、すべての方に当てはまるものではありません。

手続きに関するご相談は、年金手帳または年金証書をご用意いただき、保険年金課年金グループまたは中村年金事務所お客様相談室までお問い合わせください。

年金			【問合せ】保険年金課国保年金グループ 【内線】124、125
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金を受給していた方	死亡届 未支給年金請求 遺族基礎年金請求 遺族厚生年金請求 など	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の年金手帳または年金証書(振込通知書など、年金番号がわかるものでも可。) <p>※ 手続き内容、必要書類は各々異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内いたします。</p> <p>※ 年金受給者の方の手続きは年金事務所となります。</p>
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた方	死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 寡婦年金請求 など	
<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入していた方	死亡届 遺族基礎年金請求 遺族厚生年金請求 など	年金請求手続きは年金事務所ですが、まずは亡くなられた方の勤務先にお問い合わせください。

【中村年金事務所お客様相談室】

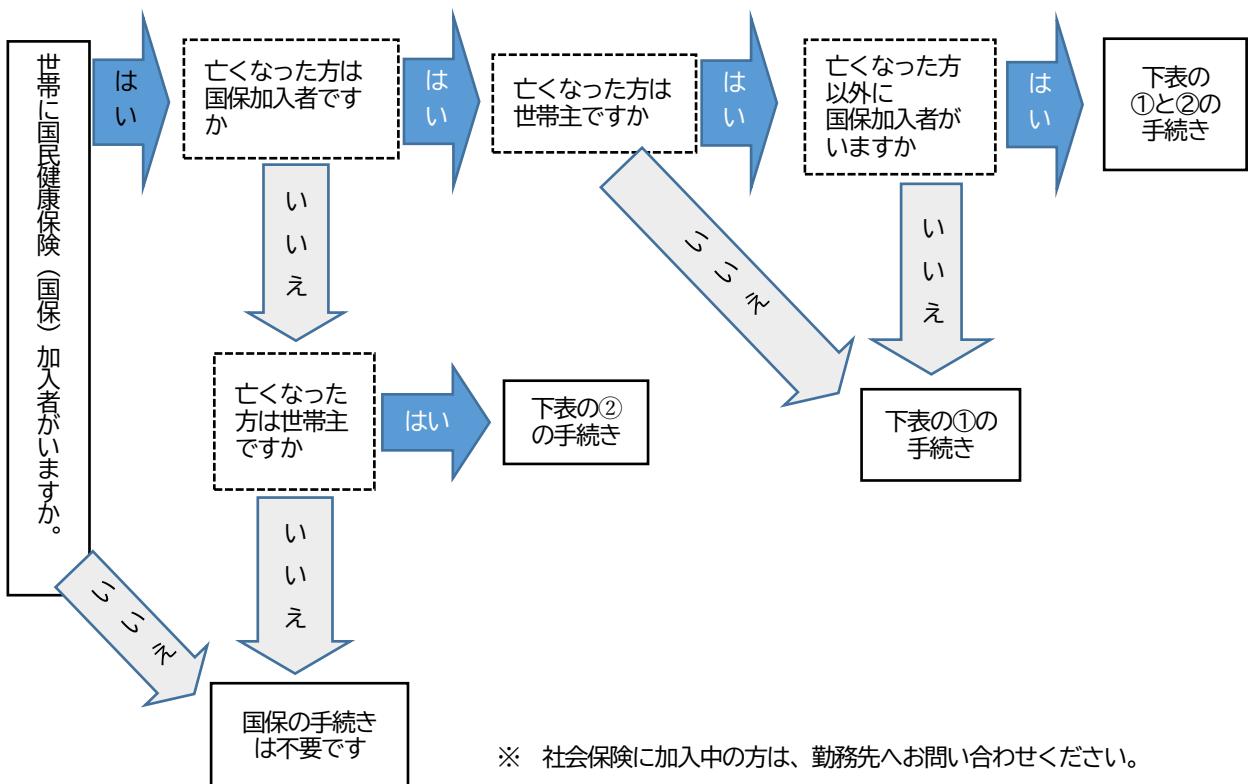
Tel 052-453-7200 自動音声案内①⇒②

年金事務所でのご相談・手続きは、ご予約のうえ来訪してください。

市役所で行う手続き

国民健康保険

【問合せ】保険年金課国保年金グループ
【内線】122、123



チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	①国民健康保険に加入していた方	資格喪失届 被保険者証返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書 亡くなられた方の限度額適用認定証・特定疾病療養受療証など(交付者のみ)
<input type="checkbox"/>		葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 会葬礼状・葬儀費用の領収書等、喪主名が確認できるもの 喪主の預貯金通帳
<input type="checkbox"/>	②国民健康保険に加入している方の世帯主	保険証の記載事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の国民健康保険加入者の被保険者証又は資格確認書 世帯の国民健康保険加入者の限度額認定証(交付者のみ) <p>※ 別世帯の方が手続きを行う場合、新しい世帯主の委任状が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>		口座登録	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の口座振替のため登録する口座の預貯金通帳、印鑑(銀行印)

※ 一人世帯の方が亡くなられた場合、還付金の受取には相続人であることが明らかになる書類(戸籍謄本等)と預金通帳が必要です。

※ 世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証。

市役所で行う手続き

後期高齢者医療		【問合せ】保険年金課福祉医療グループ 【内線】126、127	
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた方 (75歳以上の方、65歳以上の方で障害加入の方)	資格喪失届 被保険者証等返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書 亡くなられた方の限度額適用認定証・特定疾病療養受療証など(該当者のみ)
<input type="checkbox"/>		葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 会葬礼状・葬儀費用の領収書等、喪主名が確認できるもの 喪主の預貯金通帳
<input type="checkbox"/>		高額療養費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の預貯金通帳 同一世帯でない場合は、相続人であることが明らかになる書類(関係がわかる戸籍謄本等) ※ 申請いただいても該当がなく支給がされない場合があります。
<input type="checkbox"/>		保険料還付口座届	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の預貯金通帳 同一世帯でない場合は、相続人であることが明らかになる書類(関係がわかる戸籍謄本等) ※ 不足が発生した場合は追加納付していただきます。
<input type="checkbox"/>		送付先変更届	<ul style="list-style-type: none"> 送付先に指定する方を聞き取りさせていただきます。

福祉医療		【問合せ】保険年金課福祉医療グループ 【内線】126、127	
	福祉医療費助成を受給していた方	喪失届	
<input type="checkbox"/>			<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費受給者証 障害者医療費受給者証 母子父子家庭医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証 上記で該当のもの

市役所で行う手続き

固定資産税			【問合せ】税務課資産税グループ 【内線】213、214
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	未登記家屋をお持ちだった方	未登記家屋の名義変更	・遺産分割協議書の写し等 ※ ケースにより異なりますので、家屋担当までお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちだった方	相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書	※ 家庭裁判所にて相続放棄の手続きをされた方は、「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しをご提出ください。
注意①令和6年4月より、相続登記の申請が義務化されました。相続に伴う所有権移転登記手続きについては、名古屋法務局津島支局 TEL0567-26-2423 へお尋ねください。 ②相続税については、津島税務署 TEL0567-26-2161 へお尋ねください。			

市県民税			【問合せ】税務課市民税グループ 【内線】216、217
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されていた方	相続人代表者指定届出書	※ 家庭裁判所にて相続放棄の手続きをされた方は、「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しをご提出ください。

軽自動車税(種別割)			【問合せ】税務課市民税グループ 【内線】216、217
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車等の車両を所有していた方 (弥富市ナンバー)	名義変更または廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書
注意:毎年4月1日現在の所有者に課税されます。名義変更・廃車等は早目の手続きをお願いします。			

市税納付			【問合せ】収納課管理グループ 【内線】224、225
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	口座から市税の振替をされていた方	口座振替登録の解約	※ 納期限前の市税がある場合は、口座振替から納付書での納付に切り替わりますので、納付書をお渡ししております。

市役所で行う手続き

児童扶養手当 遺児手当(県・市)			【問合せ】児童課児童家庭グループ 【内線】155
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	手当を受給していた方	資格喪失 新規認定 未支払請求 ※ ケースにより異なります	・ケースにより異なるため、上記までお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	18歳以下(20歳未満で 中度以上の障害を有する 児童を含む)の児童を養育 しており、ひとり親家庭と なる方		
<input type="checkbox"/>	手当支給対象児童の方		

児童手当			【問合せ】児童課児童家庭グループ 【内線】155
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	手当を受給していた方	資格事由消滅 未支払請求 認定請求	・ケースにより異なるため、上記までお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	手当支給対象児童の方	支給事由消滅 または減額改訂	

児童クラブ			【問合せ】児童課児童育成グループ 【内線】154
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	児童クラブを利用していた 児童の方	登録辞退届	

市役所で行う手続き

農地			【問合せ】産業振興課(農業委員会) 【内線】252、253
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続登記完了後の登記事項証明書のコピー ・土地改良区への組合員変更手続きが必要な場合があります。 ・農地の相続登記完了後に提出してください。 ・農地の納税猶予については、津島税務署 TEL 0567-26-2161へお尋ねください。 <p>※ 「農地台帳」(手数料無料)を交付します。亡くなった方と別世帯の方は続柄を確認するために、戸籍謄本等の確認書類をご持参ください。</p>

森林			【問合せ】産業振興課 【内線】252、253
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	森林を相続された方	森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・図面 ・登記事項証明書の写し等の権利を取得したことがわかる書類 <p>※ 相続した土地がある市町村長宛に提出してください。</p>

潮見台霊園			【問合せ】環境課環境保全グループ 【内線】234
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	潮見台霊園を利用されていた方	利用権承認可	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・承認者の住民票、戸籍謄本又は抄本(戸籍については、亡くなられた方の死亡日が記載されているもの) ・従前の利用者に代わる者である証明(親子は除く)

犬			【問合せ】環境課環境保全グループ 【内線】234
チェック欄	対象者	手続き	必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	犬を所有していた方	所有者の変更	・鑑札(紛失の場合は登録番号がわかるもの)

市役所以外で行う手続き

運転免許証

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証返還	蟹江警察署 TEL 0567-95-0110

軽自動車（軽四輪）

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	軽自動車検査協会愛知主管事務所 TEL 050-3816-1770

軽二輪自動車(125cc 超 250cc 以下)・小型二輪自動車(250cc 超)

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	中部運輸局愛知運輸支局 TEL 050-5540-2046

普通自動車

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	中部運輸局愛知運輸支局 TEL 050-5540-2046

普通自動車税(種別割)

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	自動車税(種別割)の納付相談	西尾張県税事務所 TEL 0586-45-3170

国債(戦没者特別弔慰金)

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	記名変更、償還金受領	償還金支払い場所(証券保管証書に記載の郵便局)

市役所以外で行う手続き

水道

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	水道を加入されている方	海部南部水道企業団 業務課 TEL 0567-32-3111

不動産登記関係

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有権移転登記	名古屋法務局津島支局 TEL 0567-26-2423

相続税

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	相続税の申告	津島税務署 TEL 0567-26-2161

浄化槽

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	浄化槽管理者変更	海部県民事務所環境保全課 TEL 0567-24-2111

外国籍の方

チェック欄	手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	在留カードまたは特別永住者証明書の返納	名古屋出入国在留管理局 ※ 電話での問い合わせは外国人在留総合インフォメーションセンターTEL 0570-013904(IP電話、海外からはTEL 03-5796-7112)あわせて母国の大蔵省または領事館へ手続きの確認をしてください。

市役所以外で行う手続き

農業者年金		問い合わせ先 JAあいち海部 弥富支店 0567-67-1131 鍋田支店 0567-68-8121 十四山支店 0567-52-2116 市江支店 0567-31-1121
チェック欄		必要なもの、注意事項
<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入していた方、受給していた方	<ul style="list-style-type: none">・農業者年金被保険者証（加入者）・農業者年金証書（受給者）・亡くなられた方の死亡日がわかる戸籍謄本等・亡くなられた方と未支給年金、死亡一時金の請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等・未支給年金、死亡一時金の請求者となる方の印鑑（認印） <p>※ 詳細については、上記までお問い合わせください。</p>

その他大切なお知らせ

市内の空き家を相続される方へ	【問合せ】都市整備課建築グループ 【内線】262、263
<p>空き家となった建物を相続する事となり、この先どうすれば良いか悩んでみえませんか？個人の財産である建物は、たとえ登記手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。売買や賃貸をする際にも、名義変更されていないと契約ができないなど、不都合が生じます。困った結果にならないためにも、速やかに登記手続きを行いましょう。</p> <p>また、住まいは、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。</p> <p>屋根瓦や外壁の一部が飛散したり、塀が倒れたりするなどして、他人にけがを負わせると、賠償責任を問われたり、手入れがされず荒れたままの草木が隣地や道路にはみ出せば、近隣住民とのトラブルにもなりかねません。</p> <p>空き家について、ご相談・ご質問等があれば、お気軽に市役所都市整備課建築グループまでご相談ください。</p>	

⟨ × ⚡ ⟩

発 行 弥富市
担 当 市民生活部市民課戸籍グループ おくやみコーナー¹
電 話 0567-65-1111 (代表)

令和7年11月

【ご注意】 この冊子の掲載内容は、令和7年11月1日現在のもので、その後の改正等により実際と異なる内容となる場合がありますので、ご了承願います。